

在日朝鮮人コミュニティとその社会運動についての考察
——大阪府八尾市の事例から——

鄭 栄 鎮*

A Discussion on Zainichi Korean Communities and their Social Movements:
From the Case of Yao City, Osaka Prefecture

CHUNG Youngjin*

Abstract

In this paper, various aspects of Zainichi Korean communities and their social movements are discussed by referring to the case of Yao City, Osaka Prefecture. Many Zainichi Korean have been living in Yao City already before the Second World War.

Since the mid-1970s, social movements of Zainichi Korean by developed all across Japan with the aim to overcome discrimination and secure civil rights. The social movement of Zainichi Korean by “Tokkabi” in Yao City demanded the official recognition of Zainichi Korean as different, while claiming the same rights as Japanese citizens.

In the past the administration of Yao City did not treat foreigners as “citizens”. But recently this practice changed and foreigners are today recognized as citizens in Yao City’s official documents. They refer to them now as “foreign citizens”. The major factor that led to this change of praxis is identified as the campaigning of the Zainichi Korean.

キーワード：在日朝鮮人，社会運動，外国人，八尾市，行政

Keywords: Zainichi Korean, social movements, foreigner, Yao City, public administration

* 大阪市立大学都市研究プラザ；Urban Research Plaza, Osaka City University, 3-3-138, Sugimoto, Sumiyoshi-ku, Osaka-City / chung@ur-plaza.osaka-cu.ac.jp

はじめに

本稿は大阪府東部の八尾市に焦点をあて、その在日朝鮮人¹⁾コミュニティの歴史の変遷と、在日朝鮮人によるその権利獲得のための社会運動（以下、運動）を検証することで、いかに在日朝鮮人が「市民」として行政に受容されていったのかを明らかにするものである。

まずは、八尾市での在日朝鮮人コミュニティの歴史の変遷について、1945年以前から検証する。ついで、八尾市における在日朝鮮人による運動と、その結果、八尾市行政のエスニック・マイノリティ²⁾に対する認知がどのように変容したのかについて、「トッカビ子ども会³⁾」（以下トッカビ）が展開した運動との関係から考察していく。

これからのべていくが、八尾市では1945年以前より在日朝鮮人が集住していた。現在では、在日朝鮮人のみならず、ベトナム、中国やフィリピンなどのいわゆる「ニューカマー」が集住しており、エスニック・コミュニティが形成されつつある。昨今では、「八尾にベトナム人街なぜ」、「八尾でベトナム人急増」といった報道がなされており、いわゆる「外国人材」などのエスニック・マイノリティが増加する日本社会の今後を占うかのような、「共生」という視点からの関心が寄せられている⁴⁾。

しかし、この「共生」とはエスニック・マイノリティが増加すればなされるような簡単なものではなく、そのための不断の努力が必要かつ重要である。これからのべていくが、八尾市において「共生」の礎を築いてきたのが在日朝鮮人の運動である。

八尾市では、1970年代後半以降、在日朝鮮人が中心となってすすめられた運動によって、公営住宅の入居や児童手当の受給など、在日朝鮮人の生活における諸権利の獲得がすすめてきた。あわせて、この運動によって、八尾市一般職員採用試験受験資格に附されていた国籍制限、いわゆる国籍条項が撤廃されている。これは大阪府下自治体ではじめての撤廃であり、「やがて燎原の火のように広がる地方公務員の国籍条項撤廃運動の先駆けとなった」[朴1999: 51]と指摘されるような、日本各地の在日朝鮮人の運動に影響をあたえたものであった。

このような「共生」の先駆地といえる八尾市であるが、かつて、八尾市行政はエスニック・

1) 本稿でいう「在日朝鮮人」とは、「韓国」「朝鮮」の国籍・出身地にかかわらず、日本の旧植民地である「朝鮮」出身者とその子孫をさす総称として用いる。

2) 本稿では、外国籍保有者、もしくは日本国籍を有する、いわゆる外国にルーツを持つ人びとを指す呼称として主に「エスニック・マイノリティ」を用いる。ただし、引用や文脈によっては「外国人」「外国籍者」の場合もある。

3) 「トッカビ」とは、朝鮮の「トケビ」という民話に出てくる空想上の妖精あるいは妖怪の様なもので、「トッカビ子供会もトッカビの様に底ぬけに明るく強く、人なつっこく、みんなに親しまれる様になりたい」という思いから名づけられたとされる[トッカビ子ども会1975]。トッカビ子ども会は2002年にNPO法人格を取得し、2007年に「トッカビ」に名称を変更している。

4) 日本経済新聞「八尾でベトナム人急増 街に活気 共生手探り」2019年8月2日発行号や、産経新聞「八尾にベトナム人街なぜ」2019年10月26日発行号など。

マイノリティを「市民」もしくは「住民」として認知していなかった。しかし現在では、後述するが、エスニック・マイノリティは「市民」として認知されている。この「市民」として認知されるに至るまでの在日朝鮮人コミュニティの変遷と、認知に大きな役割を担った在日朝鮮人の運動について、本稿では行政発行資料や運動団体資料、地方紙などから検証していく。

ここで先行研究をみていこう。八尾市のエスニック・コミュニティについては、エスニック・コミュニティの変遷と八尾市行政、エスニック・マイノリティとの関係性をのべた鄭[2017]の論考がある。鄭は八尾市とエスニック・マイノリティのかかわりと、エスニック・マイノリティに対する支援や施策がいかに進展してきたのかを概説的にのべており、八尾市に対する研究の手がかりにはなる。

在日朝鮮人コミュニティの形成については、八尾市に近接する、日本最大かつ最多の在日朝鮮人集住地である大阪市生野区にかんしての杉原[1998]の研究がある。杉原は、朝鮮人の大阪への「越境」に至ったプッシュ要因とプル要因を、日本の植民地支配の進展による朝鮮経済の窮乏化と、「大大阪」といわれた大阪の労働力需要によって論じている。八尾市においてもこのプル要因とプッシュ要因は大きく変わらないと推測できる。これらを明らかにした研究が待たれるところであるが、大阪市と比較すると八尾市でのそれら資料等は乏しい現状がある。

ついで、在日朝鮮人の権利運動についての先行研究では、先に引用した朴[1999]がある。しかし、朴の研究は、在日朝鮮人の運動そのものに焦点をあてたものではなく、「それぞれの時代の在日コリアンの生き方の範型を読み取りながら、その一範型としての在日朝鮮人の運動をえがいたものである[朴1999:258]。よって、本稿の射程とは大きく異なっている。

鄭[2018]は在日朝鮮人運動を直接的な集団示威や要求等の運動だけではなく、論壇での主張などをふくめて大きく捉え、そのうえで、その言説と在日朝鮮人の民族アイデンティティとの相関について検証している。しかし、鄭の研究は運動が主題であるが、本稿が明らかにしようとする、在日朝鮮人コミュニティの歴史の変遷や運動と行政の相関関係についてふれてはいない。

行政のエスニック・マイノリティ施策にかんする先行研究では、宮島[2003]がある。宮島は、エスニック・マイノリティをめぐる教育、福祉、労働などの幅広い問題の現状と課題をマクロの視点から検証している。しかし、地方自治体ごとでそれら現状と課題は当然異なっており、八尾市という地点からその研究をみると、一定の課題がみられるのは否めない。

また、昨今では「多文化共生」という視点からの、佐竹(編)[2011]のような学際的立場によるエスニック・コミュニティをあつかった研究もみられる。しかしながら、佐竹他の研究が東海地方をあつまっているように、「多文化共生」といった場合、日系ブラジル人など

のニューカマーや、東海地方や群馬といったその集住地域に焦点があてられたものが多い傾向がある。八尾市に焦点をあて、その在日朝鮮人コミュニティの歴史の変遷を明らかにした研究、さらには、八尾市行政のみならず、エスニック・マイノリティに対する行政の認知の変容を明らかにした研究は、管見の限り乏しい現状がある。

本稿では、上記の先行研究の到達点と限界をふまえ、八尾市というフィールドに焦点をあて、その在日朝鮮人コミュニティと歴史の変遷についてのあらたな知見を既存の在日朝鮮人研究に加えるものである。あわせて、在日朝鮮人の運動と行政との関係と、エスニック・マイノリティに対する市行政のまなざしの変容を検証することで、エスニック・マイノリティへの行政施策の展開とその経緯にかんしての新たな視点を提起する。これは、八尾市というまだ多くは知られていないエスニック・マイノリティ集住地と、そのエスニック・マイノリティの歴史と運動から、昨今いわれる「多文化共生」なるものへの新たな視野を拓こうとするものであり、ここに本稿の意義がある。

なお、先述のとおり、本稿は地方紙や行政資料、運動団体発行の資料など、現在の地点で入手できうる限りの資料を用いており、かつ、これらに多くを依拠している。行政資料はその時々々の行政情報の発信を目的として発行されているが、その掲載内容はその発行時点での行政にとっての課題や周知したい情報である。つまり、課題や情報の選別が行われていると考えるべきであり、一定の偏りがあるのは否定できない。

同様に、運動団体の資料も、なんらかの運動の目的にもとづき、必要な情報を発信している。それゆえに、たとえば、反差別を目的とした運動団体であれば、差別を撤廃するために差別を強調する言説があらわれるのは当然である。

つまり、資料にえがかれた情報とは、裏側からみれば、えがかれていない、あるいは隠された、排除された情報があるということである。したがって、本稿の検証についても一定の制約と限界があることをふまえたうえで、すすめていきたい。

I 八尾と在日朝鮮人

1 八尾市の概略

それでは、まずは本稿の舞台となる八尾市についてみていこう。

八尾市は面積 41.72 キロメートルを有する。大阪府東部に位置し、大阪市、東大阪市や奈良県などに隣接する。地方自治法に定める政令による指定を受けた全国 58 ある中核市のうちのひとつである。1948 年、八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村、西郡村が合併して市制が施行され、以降、幾度の合併を経て現在の市域が確定した。1990 年の 27 万 8,160 人をピークに人口は減少傾向にあり、2019 年 3 月末では 26 万 6,593 人になる [八尾市 (オンライン)]

2019]。

市ホームページでは、「八尾市は（略）豊かな自然と古代から栄えた歴史に恵まれ、あつたかい人情をもった27万人の人びとが暮らすまちです」とある。また、「河内音頭の歌と踊りが、世代を超えて八尾の人びとを熱くさせます」とする「河内音頭のふるさと」、「ゆたかな歴史や文化財を有する」とされる「歴史遺産のまち」、「中小企業を中心に、高度な技術力と製品開発力を誇るものづくりのまち」ともされている [八尾市（オンライン）2018]。

「ものづくりのまち」とあるように、八尾市では古くに中小零細工場による産業の勃興があった。「八尾の近代工業は、撚糸業から始った（ママ）（略）明治時代には、撚糸業のほかに綿実を原料とした製油業や明治22年の大阪鉄道（現JR関西本線）の開通もあって沿線には低賃金で豊富に得られる農村労働力を使ったブラシ工業、マッチ工業などがおこったという [大阪府八尾市役所 1988: 1]。

また、「明治期から国鉄関西線八尾駅付近に紡績・製油などの工場ができてきた。その上、第一次大戦の好況期からは黄燐燐寸、ニカワ製造、撚糸、貝釘、歯刷子原料製造など多種類の中小工場が進出してきた。このため龍華村は大正から昭和にかけて人口が著しく増加し、八尾の町村の中では随一の増加率を示している」 [八尾市史編纂委員会 1983: 322] とあり、第一次大戦以降に中小零細工場が増加したともいう。

この中小零細工場が八尾市の産業の中心となっているのは、2010年の大阪府下市町村GDPの試算からもうかがえる。これをみると、八尾市のGDPは大阪市、堺市などに続いて府下7番目に位置する。産業別比率では第二次産業が40.8%、第三次産業が58.1%を占め、第二次産業の比率では「中小企業のまち」として知られる東大阪市の26.4%よりも高率である [佐野（オンライン）2014]。

八尾市資料によると、八尾市には約1万3,000の事業所があり、市内で約12万人が働いている。うち、9割以上が中小企業であり、従業員50人未満の企業が97%を占めている。製造業の事業所数は、大阪市、東大阪市について府下3番目、全国でも9番目になり、製造品出荷額等も大阪市、堺市について3番目となる [八尾市（オンライン）2011]。

以上、過去から現在に至るまで八尾市は中小企業が産業の要を占めており、これが特色でもある。このような中小企業での就労の可能性が在日朝鮮人を八尾に呼び寄せたと考えられる。

2 八尾市の外国籍者数

ついで、八尾市の外国籍者数をみていこう。八尾市資料によると、2019年3月末の在留外国人数は7,420人であり、人口比では2.78%となる。外国籍者数は1998年の8,012人をピークにいったん減少傾向となったが2013年の6,553人で底を打ち、以降は増加傾向が続いて

いる。総人口が減少傾向の一方、外国人数は増加傾向にある〔八尾市（オンライン）2019〕。

「八尾市情報公開コーナー」資料の「国籍別人員調査票」（2019年1月1日現在）によれば、日本の植民地支配に由来するオールドタイマーが主な「韓国」「朝鮮」の合算3,010人⁵⁾、1980年代以降に増加したニューカマーが主な「中国」2,035人、「ベトナム」1,614人がトップ3である。これを1999年12月末の数値でみると、「韓国・朝鮮」5,810人、「中国」同957人、「ベトナム」同453人である⁶⁾。20年の間、「韓国・朝鮮」が2,000人以上減少した一方で「中国」は1,000人以上の増加、「ベトナム」は4倍近い増加であり、オールドタイマーの減少傾向とニューカマーの増加傾向がはっきりとわかる。

もっとも、これらの数値は国籍によるものでしかない。日本国籍取得者や、いわゆる「ダブル」の子どもなどの、いわゆる「外国にルーツを持つ」人びとは含まれておらず、統計の数値ではエスニック・マイノリティの実態が完全に反映されていないことに留意しなければいけない。エスニック・マイノリティという存在を考える際には、これらの「外国にルーツを持つ」人びとをも考慮する必要がある。

さらに過去をみてみよう。『八尾市時報⁷⁾』1950年11月20日発行号には、同年10月30日現在の「外国人国籍別人員」が掲載されている。そこでは、「朝鮮人」813人、「韓国人」978人、「中国人」14人、「台湾人」21人、「英国人」4人、「カナダ」1人、「ペルー」5人の計1,836人である。同上での八尾市人口は66,694人であり、外国人の総人口比は2.75%になる〔八尾市立図書館（オンライン）2014a〕。

ついで、「外国人登録法」が施行された1952年時の八尾市統計では、総人口7万3,892人のうち外国人登録数は1,886人である〔八尾市（オンライン）2019〕。人口比2.6%となり、2019年と似た数値になる。

これらの数値からわかるとおり、八尾市は近年に外国籍者が急増したのではない。外国籍者が総人口に占める比率が比較的高いのは半世紀以上も前から一貫してみられる傾向である。もっとも、1950年の「外国人国籍別人員」でみられるように、その当時の日本では外国人イコール在日朝鮮人であったといっても過言ではない。

以上、八尾市では古くから在日朝鮮人が多数居住する一方で、近年ではこれにかわるかのよう中国、ベトナムなどのニューカマーが増加している。

5) 「韓国」が2,867人、「朝鮮」が143人になる。

6) 八尾市情報公開コーナー資料「外国人登録国籍別人員調査表」、2000年1月5日配架

7) 八尾市発行の広報誌であり、1967年5月5日発行の第335号までの名称は『八尾市時報』、それ以降は『やお市政だより』である。第2号（1949年3月発行）から現存しており、八尾市立図書館地域資料デジタルアーカイブで1949年3月発行の第2号から1981年12月20日発行の第687号まで公開されている。

3 どうして在日朝鮮人が八尾に引き寄せられたか

では、八尾市にどうして多数の在日朝鮮人が引き寄せられたのであろうか。

まず考えられるのは産業である。先にのべたとおり、八尾市は古くから一貫して中小零細工場が多い。先の引用のとおり、八尾市の近代工業は撚糸業からはじまり、明治時代には綿実を原料とした製油業がおこったとされている。あわせて、1899年に大阪湊町・柏原間に現在のJR大和路線が開通し、八尾市の前身の龍華町安中に停留所が設けられている。この開通がブラシ工業、マッチ工業などの興業を促し、沿線の低賃金で豊富に得られる農村労働力がこれを支えたという。さらに、1924年には現在の近鉄大阪線の上本町・八尾間が開通している。また、当時の八尾は大阪市内より地価が安価であり、これがニカワ製造、撚糸、歯ブラシ製造等の中小零細工場の進出をうながしている。

つまり、大阪市内からの交通至便性、安価な土地、低賃金の豊富な農村労働力が八尾の産業の勃興を支えたのである。これによって八尾市の前身である龍華村（町）では大正から昭和にかけて人口が著しく増加し、のちの八尾市を構成する町村のなかでは随一となる増加率をしめしたという。龍華村の町制施行を伝える当時の報道をみても、「帝國製絲、攝津製油など約50工場が散在しをり（ママ）、地方的一大工場地をなし、同村南入口には関西本線八尾驛があり、北方は八尾町に接し、将来の発展は有望である」というような状況であったことがわかる⁸⁾。

その生活の断面については後述するが、この龍華村（町）の人口増加には少なからず朝鮮人もふくまれていると考えられる。

1922年に現在の韓国済州島と大阪を結ぶ定期航路が開設しているが、これが済州島から大阪への朝鮮人の移動をうながしている。1942年の大阪市の朝鮮人人口は31万7,734人、人口比10.4%である〔杉原1998〕。しかし、大阪市のみに朝鮮人が集住していたのではなく、それ以前から大阪市周辺の近隣町村に仕事や住居を求めて朝鮮人が移動・居住していたと考ええるべきであろう。これも後述する。

また、在日朝鮮人の職業構成をみれば、抗夫の比重が高い北海道や福岡、人夫の比重が高い神奈川、人夫が多く学生数も突出している東京、人夫と職工がいずれも多い愛知、京都、兵庫に比較して、大阪では化学、金属機械、繊維工場などの中小零細企業の下層職工に就くことが多かったという〔杉原1998〕。このような大阪での在日朝鮮人の職業構成からみても、八尾の在日朝鮮人が当時の龍華町などの中小零細工場に職工として従事していたと考えられる。

後述するが、植民地期に朝鮮半島で発行された新聞にて八尾の朝鮮人が紹介されている。その居住地は「龍華町」が多く、その職は「製綿業」が多い。『八尾市史』において八尾の近

8) 大阪朝日新聞社『大阪朝日新聞』地方版9面、1927年5月22日号

代工業が擦糸業からはじまったとされていることと、朝鮮人の職が「製綿業」が多いことからいえば、八尾の近代工業の底辺を朝鮮人が支えていたことが推測できる。

以上、大阪市内からの交通至便性、安価な土地、低賃金の豊富な農村労働力が八尾の産業の勃興と中小零細工場の増加をうながした。そして、それら中小零細工場の労働力需要が朝鮮人を八尾に呼び寄せた要因の一つだといえる。

II 在日朝鮮人の生活をめぐって

ここからは、八尾で朝鮮人がどのような生活を送っていたのかをみていこう⁹⁾。

1 1945年以前

現在の八尾市の安中地域周辺には、かつて朝鮮人が多数居住する「朝鮮街」があり、1930年代頃に形成されたという〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982〕。また、1933年に大阪府警察部特別高等課が実施した調査では、「龍華町安中」に「朝鮮人 82 戸数 123 人」居住の報告がみられる〔大阪府警察部特別高等課 1982 (1933)〕。

この「朝鮮街」ではどのような在日朝鮮人の暮らしがあったのだろうか。引用からみてみよう〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982〕。

戦前、安中には大きな朝鮮人集落ができた。もう 50 年も安中に住んでいる G さん(54)、P さん(72)の二人によると、“西の朝鮮街(まち)”と呼ばれる集落がではじめたのは 1931 年(昭和 6 年)ごろ。土地は日本人のもので、大きなニワトリ小屋が建っていた。朝鮮人が土地を借り、小屋を改造して住みついた。バラックともいえないほどの“家”で、古い木をかき集めてつくった。土のカベはなく、紙で代用。屋根はトタン。共同便所に共同井戸。G さんの一家は両親と兄弟姉妹 4 人の 6 人が三畳ひと間でくらしていたという。フトンもひとつ、6 人が足をつつこんで寝るという状態だった。

(略)

「そりゃー、口ではいえんほどひどい家やった」と G さん。この朝鮮街に、もっとも多いときには 200 世帯をこえる人たちが住んでいたという。

9) これらの語りは文献から引用している。「はじめに」でも類したことをのべたが、それぞれの元文献の編者等がこれらの語りをどのような視点から収録したのか、あるいは、語った者にどのような語りが求められていたのかをうかがうことはできない。したがって、差別と貧困にあえぐ朝鮮人像が過度に強調された語りになっていることや(差別が皆無ということではない)、強制的に閉鎖された学校であるがゆえに、民族学校での教育や学校生活が極度に美化されたうえでの記憶化が行われている可能性もある。これらの語りに一定の限度があることを承知のうえで、それぞれの生活を垣間見るために引用した。

(略)

安中に住みついた朝鮮人の生活や仕事はどうだっただろうか。当時、近くに製油会社が4, 5社あった。Pさんはその製油会社につとめた。朝6時から夜6時までの12時間労働。長時間のうえ、きびしい重労働だった。出世はできない。賃金差別もあった。Pさんは「一番しんどい仕事はみんな朝鮮人がやらされた。それは今でも変わらん。日本人がいやがる、きつい仕事は今でもみんな朝鮮人がやってまっしゃろ」と語気鋭く語る。

(略) Gさんは極貧のなか、龍華小学校にはいったが、結局、3年間ほどしか行けなかった。「ちょっとでも学校に行けただけでもええほうやった。とくに女の子はだれ一人として行ってませんな。5つ、6つのころからファスナーづくりを手伝ってましたからな」と述懐する。

以上からは、在日朝鮮人が「極貧」ともいえるなか、きびしい生活を強いられていたことが理解できる¹⁰⁾。しかし一方、朝鮮半島で発行された朝鮮人むけの新聞では、「龍華町」、「大阪府八尾駅前」などを住所とする在日朝鮮人が「成功者」として紹介されている。

その8例をみると、「製紙原料業」1件、「製綿業」3件、「製縄業」1件、「製油会社人事係」「土木請負業」「レンズ製造業」が各1件である。経歴では、「29年渡日、35年より経営」や「28年渡日、7年間職工生活、貯蓄し僅少の資金で独立」、「30年渡日、土木業に従事して貯蓄、小資金で開業」、「26年渡日、製油所職工10年で資金蓄積、工場主の後援で独立」などとある〔外村2007: 202-209〕。

「成功者」とされてはいるが僅少とされる資金で独立した者がほとんどであり、「成功」がどの程度であったかが推し量れる。また、「製油会社人事係」というホワイトカラーが存在していたこともわかる。

先の「朝鮮街」居住者の語りに製油会社につとめたケースがあったが、「成功者」のなかにも製油会社勤務の例がある。先に引用した『八尾市史』には「明治期から国鉄関西線八尾駅付近に紡績・製油などの工場ができてきた」とあったが、戦前期、当時の龍華村(町)の製油会社に多くの在日朝鮮人が就労していたと考えられる。

これらの「成功者」を掲載した新聞は1935年より1942年のものであり、1920年代から30年代に渡日した人が「成功」に至るまで10年程度の日本での居住を経ている。自己資金の投入により自営業をおこしていることから、これが「出稼ぎ」感覚での労働とは考えづらい。

先の杉原〔1998〕による大阪における朝鮮人の定着過程の研究では、朝鮮人の職の安定が

10)本文中では実名で記載されている。

生活の安定につながり、生活の安定が定住化の進行をうながしたとする。あわせて、生活の安定が朝鮮からの親族の呼び寄せをうながし、さらには二世の誕生へとつながったという。これは八尾も同様である。

2008年に発行された八尾市立龍華小学校の創立100周年記念誌からみてみよう。同誌には1941年度より同校に赴任した元教員の述懐がある。「私は2年7組の担任となり（略）当時は朝鮮名の子どもが3分の1ほどいて出席をとる時、名前を呼ぶのに四苦八苦、子どもに教えてもらい、早く覚えなくてはと懸命でした」という。一クラスに3分の1程度の朝鮮人児童が在籍したとあり、「朝鮮人」を「外国人」もしくは「外国にルーツを持つ」におきかえたとしても、現代の学校の状況からして多い。

この述懐からは、新聞で紹介される「成功者」が存在した一方では、それ以外の多数の朝鮮人が八尾の地で暮らしを営んでいたことが理解できる。また、それらの朝鮮人のなかには先の引用のような「極貧」のなかで生活を営んでいた者も少なからず存在していた。

なお、八尾では「内鮮共愛会」なる組織が1930年に設立されている。これは、その当時、日本人と朝鮮人の「融和」や朝鮮人どうしの「親睦」などを目的として大阪府下各地に設立された団体の一つである。大阪府警察部特別高等課の1933年の調査では、このような団体は大阪府下で186あったとされている[大阪府警察部特別高等課1982(1933)]。この八尾の「内鮮共愛会」の設立総会には150名が参加し、親睦、失業救済、職業紹介、夜学の充実などを申し合わせたとある。しかし、その具体的な活動は明らかではない¹¹⁾。

1932年4月2日の大阪朝日新聞地方版には「感心な朝鮮人」と題した記事がある。これは、八尾警察署管内の内鮮協和会が300余名の会員を持ち、同警察署管内居住の在日朝鮮人が1,500人を超え、龍華町安中に「内鮮協和会館」の建設が計画されているというものである。また、同会総務とほか1人が「かねてから内鮮融和に尽力し」たとされ、うち1人は「昭和3年3月から今日までに1千余円の貯金をし、同胞のために絶えず面倒をみてやっているが、労働の余力で夜学校に通ひ遂に卒業し、内地語も完全に話せるようになり、八尾警察署がその2名に表彰状を贈りその篤行を讃えるというものである¹²⁾。

以上からは、八尾では1945年以前より多数の在日朝鮮人が暮らし、かつ、1930年代初頭には相当の定着傾向にあったことがわかる。

蛇足になるが、先の八尾の「成功者」のなかには「八尾内鮮共愛会副会長」とされる者と、上記の新聞報道の引用にある、八尾警察署から表彰状を送られた者のうち1人がふくまれている。

11) 大阪朝日新聞社『大阪朝日新聞』地方版9面、1930年4月8日号

12) 大阪朝日新聞社『大阪朝日新聞』地方版5面、1932年4月2日号

2 1945年以後

1945年の朝鮮の解放以降、朝鮮人による「国語講習所」が日本各地にでき、これがのちの民族学校となった。民族学校は1948年時で大阪府下に20校あり、約3,000人が在籍していたという〔社団法人郷土教育協会1989(1949)〕。

これら民族学校のうち、八尾市萱振130(当時)に「朝連私立朝鮮中学校」と「朝鮮中学附属小学校」、「大阪朝鮮高等学校」があった。これら八尾の民族学校は、もとは大阪市生野区の大阪朝鮮中学校であったが、その建物が所有主の大阪市より明け渡しを求められたことで、八尾の廃校跡に1948年頃に移転してきたものである。もっとも、八尾にはその中学校移転前から朝鮮小学校があり、中学校の移転によって小学校はその附属小学校になったという〔八尾市教育委員会1993〕。

では、民族学校ではどのような教育が行われていたのだろうか。その述懐をみていこう〔八尾市教育委員会1993〕。

八尾移転後、生徒数が飛躍的に増えました。生徒達がどんどん集まってきたんです。1949年は、大阪朝鮮中の最盛期と言えましょう。4月の新学期には講堂まで仕切って教室をつくりましたが、それでも足りません。(略)親達の教育に対する熱意はすごかったです。大阪全域からは、いうまでもなく(略)滋賀兵庫などからも生徒たちをよこしてくる(略)いろいろ困難もありました。その一つに教科書があります。特に困ったのは民族科目の教材です。初期にはほとんど手作りでした。

先生方はみんな自主的に集まってきましたし、日本人の先生方もおられました。私たちは人材が不足しておりましたし、特に英語や理数科がそうでした。(略)日本人の先生方の来られた事情や考え方もそれぞれ違っていたのでしょがみんな協力的で情熱をこめて教育に携われました。私たちの足りない点を補ってくれたのです。(略)

私達、朝鮮人の先生は、生徒達に対して要求が高かったせいかもしれませんが、どうしても厳しくなりがちだったのに比べて日本人の先生方は概して、より穏やかで優しくかったようです。私達にとってはさびしい話ですが、生徒達は日本人の先生方により信頼感を寄せていたようです。

私が入った時、70名くらいおりました。だから、机に三人がけで坐って、あふれるような教室でした。(略)ちゃんとした基礎教育は、あの時代でしたからね。でも、数学や英語は日本の先生が教えてくれました。閉鎖後、日本の学校に言っても(ママ)レベルは低くなかったですよ。よくできると、賞めて下さったですよ(略)お昼ごはんなんかね、お弁当持ってこれない人がいたり、さつまいももってきたりパンを持ってきたり。キムチだけ持ってくる子もいました。お昼の時間に机をみんな寄せて、みんな全

部だすんですよ。それを分け合って食べて。お昼ご飯は本当にたのしかったですよ。全然へだたりもなく、だれがどうだってこともなく、みんなで分けて食べましたね。それが大きな思い出でしたね。後で、日本の学校へ行っても、そんなふうにはできないですよ。お昼ごはん食べるときゅうくつでつらかったですよ。

「来られた事情や考え方もそれぞれ違っていた」とされているが、朝鮮人教員だけでなく日本人教員が民族学校で教員として従事しており、しかも、「生徒達は日本人の先生方により信頼感を寄せていた」とことがわかる。

1948年、GHQと文部省（当時）による民族学校閉鎖に対する抗議運動が阪神間で起こる。「阪神教育闘争」と呼ばれるものである。GHQの動きをうけ、大阪府は一部の民族学校に閉鎖命令を発する一方で私立学校の認可を得るようにも求めた。結果、八尾の小・中民族学校は私立学校の認可を文部大臣（当時）より得ている。

しかし、1949年、在日本朝鮮人連盟¹³⁾に対してGHQより解散命令が下され、先の認可を得た民族学校に対しても閉鎖命令が下されている。閉鎖命令が下された大阪府下の高校2校、中学校2校、小学校36校の民族学校には八尾の民族学校も含まれていた。閉鎖当時、「大阪朝鮮高等学校」30名、「朝連私立朝鮮中学校」815名、「朝鮮中学付属小学校」204名の児童生徒が各在籍していたという〔大阪府教育委員会事務局学事課1989（1954）〕。

民族学校の閉鎖にともない、1954年、大阪府教育委員会は「大阪府下における朝鮮人学校問題について」と題した文書を発し、朝鮮人児童・生徒の公立小中学校での受入方針を打ち出した。この方針にもとづき民族学校に在籍していた朝鮮人児童・生徒の公立小中学校での受け入れが行われていくこととなった。

3 公立学校における民族教育

八尾市内では、市立龍華中学校¹⁴⁾と市立竹渕小学校にて民族学校閉鎖後の在日朝鮮人児童・生徒の受入れが行われた記録がある。いずれも先にみた朝鮮人の集住地域内の学校である。

1977年発行の龍華中学校の30年史には「元々本校には外国人生徒がたくさんいた」とある。先にのべたように、その当時の日本の状況からは、この「外国人生徒」が朝鮮人生徒であることは明らかであろう。朝鮮人生徒が民族学校に通学していたばかりでなく、日本の公立学

13) 1945年の解放後、在日朝鮮人を糾合する汎民族組織として発足した。その左傾化に反発して現在の在日大韓国民団（民団）の前身にあたる「在日本朝鮮居留民団」が1946年に発足している。GHQによる在日本朝鮮人連盟への解散命令後は後継組織として1951年に「在日本朝鮮統一民主戦線」が結成され、1955年に現在の「在日本朝鮮人総連合会（総連）」となった。民族学校は在日本朝鮮人連盟の影響下にあった。

14) 現在の正式な表記は「龍華中学校」であるが、記念誌での表記はすべて「竜華中学校」である。

校にも多数在籍していたのである。

同校では、「24年（昭和・引用者注）に民族学校から生徒を受入れたこともあって、25年（同）から張徳煥先生を講師に迎えて、外国人生徒を対象に、希望者に朝鮮語学級が開設された。だいたい週2回（水・土）放課後、木造南校舎の南西端1階の当時の理科室で授業が行われ」るようになり、「それは本校ならではの姿であった」とある〔八尾市立竜華中学校30年記念誌発行委員会1977:13〕。

この受入れを同誌の年表で確認すると1949年12月のできごとであり、同講師は1949年途中から1954年途中まで在籍していたとある。しかし、それ以降に朝鮮名の教員の在籍は年表では確認できず、現在の龍華中学校に朝鮮語学級は現存していない。

一方の竹濑小学校は、先の龍華小学校から1949年10月に分離独立した小学校である。1979年発行の同小学校30年史には李仁祚という教員が在籍したとあり、写真付きで紹介されている。「八尾市全体の中で、竹濑小は韓国の人が目立って多いので、地元との摩擦がおきかないよう派遣された先生でした」とされ、在籍期間は1949年11月30日から1954年11月19日である〔八尾市立竹濑小学校・八尾市立竹濑小学校P.T.A.1979:47,52〕。

『八尾市時報』の「学校めぐり」と題した連載の第7回では竹濑小学校が取り上げられており、同小学校の民族教育が「国際教育」として紹介されている。「同校（竹濑小学校・引用者注）では国際教育として府教委の承認を得て120名の朝鮮人児童は朝鮮語の特別教育を行っている。担任の李先生はこの教授について「一般常識を具備させる程度で一般家庭の十分なる理解と協力が欲しい、家族的環境に恵まれない子供が多く朝鮮語で聞いたり話をしたりする事は出来ても読み書きが出来ないから将来の希望として学校教育の運営に上朝鮮学級（特別学級）にしたい」と語られた」とある〔八尾市立図書館（オンライン）2014b〕。

これら龍華中、竹濑小において在日朝鮮人児童・生徒に対してどのような教育実践がなされていたのか、その校史をみても明らかではない。

4 市政における外国人のあつかい

『八尾市時報』第2号には「外国人登録と米穀通帳との照合について」と題する記事がある。これは、食料等の配給のため外国人登録と米穀通帳との照合を求めたものであり、また、日本名にて配給を受けているものは「本国名に、変更して配給を受けて下さい」ともある〔八尾市立図書館（オンライン）2014c〕。

以降、先の竹濑小での「国際教育」とされる「朝鮮語の特別授業」をのぞいて、市広報誌上で外国人にかんする記事が掲載されているのは、1970年代はじめまで、ほぼ「外国人登録」である。このことから、八尾市行政にとって可視化され、かつ、重要な「外国人問題」が「外国人登録」であったことがうかがえ、かつ、市行政上、外国人が管理される存在としてと

らえられていたことも理解できる。

1963年6月10日発行の『議会だより』23号には、その当時に実施されていた在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への「帰国事業」に関連した「在日朝鮮公民の祖国との往来実現に関する決議」が全会一致で可決されたとある〔八尾市立図書館（オンライン）2014d〕。

また、同1966年2月5日発行号（36号）には、日韓国交正常化に関連した「在日朝鮮人の国籍変更に関する要請決議」がなされたことが掲載されている。これは、「政府は、外国人登録証に記入されている「韓国」を「朝鮮」に変更する措置を、希望する在日朝鮮人に対しては、すみやかにこれを認めるよう要請する」というものである〔八尾市立図書館（オンライン）2014e〕。

これら決議は、朝鮮総聯が日本全国の地方議会に請願活動を行ったことで決議されている。その決議名から考えれば、在日朝鮮人の存在を朝鮮半島上の「祖国」からとらえられている。在日朝鮮人と朝鮮半島上の「祖国」との関係が一体化され、在日朝鮮人を「外国人」とする思考が強化されるような請願活動だったといえる。

しかし、先にのべたとおり、市の重要な「外国人問題」が「外国人登録」であったその当時の社会の状況があり、かつ、八尾市行政は在日朝鮮人をあくまでも「外国人」としてとらえていたのであり、これら決議と八尾市行政の姿勢はコインの裏表でもあった。

在日朝鮮人が「外国人」だからこそその生活上の困難は不可視化され、行政は「外国人登録」のような管理上の課題からでしか在日朝鮮人をとらえることができなかったのであるが、先の決議の請願から考えると、このような行政姿勢に加担したのは、ほかならぬ在日朝鮮人であった。

もっとも、八尾市行政が在日朝鮮人を身近な存在としてとらえていたかは不明である。その一例として八尾市の地方紙である『河内新聞』の1963年8月23日号をみてみよう。これは、同年8月18日、「八尾市立公民館初の試み」として「国際交換会」が行われ、「各国の外人が一堂に会して」「和やかに意見交換」がなされたというものである。

「八尾市立公民館では地域や社会のつながり合う身近い（ママ）外国人を招いて、それと同年代の日本人との国際交歓会をもって話し合うことを計画」したとあり、この場に「身近い外国人」として登場したのは「カリフォルニア州のオーセル君（17才）とインドのコロナ君（22）パキスタンのアリー君（23）東パキスタンのカリーム君」の3人で、「国柄も多彩に出席して日本人との話し合いの場をもつた」とある¹⁵⁾。

ここで「各国の外人」とされているのは、名前と国名から判断すれば、おそらく一見して「外人」とわかる者ばかりである。その当時、八尾にもっとも多く居住していた「外人」である

15) 河内新聞社『河内新聞』2面、1963年8月23日発行号。この3人の選出の経緯は記載されておらず、明らかではない。

在日朝鮮人にはまったくふれられていない。

この「交歓会」は「八尾市立公民館」の主催であり、すなわち、市の主催である。つまり、その当時の八尾市行政の「外国人」への姿勢が垣間見てとれるのである。

以上から推測していくと、在日朝鮮人という存在は「外国人」として管理される存在ではあったが身近な存在ではない。つまり、管理対象としては可視化されているが、この地で共に生きる存在としては不可視化されていたのである。

III トッカビ子ども会とその権利獲得運動について

以上、過去の八尾市行政において「外国人」が管理対象としてあつかわれていたことを検証してきた。

一方、2006年施行の「八尾市市民参画と協働のまちづくり条例」をみると、八尾市とは「さまざまな伝統的文化が今に継承され」、「多種多様な技術を有する中小企業が集積して」いるだけでなく、「多くの外国人が共に生活するまち」となっている。

同条例では八尾市内において多数の「外国人」が居住することが明記されており、同条例で定義される「市民」とは「八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体」である〔八尾市（オンライン）2006〕。八尾市内での居住が条件であるが、国籍は条件となっていない。

さらに、2009年の『八尾市外国人市民情報提供システム報告書』では「外国人市民」という表現が用いられている。これは、「八尾市では、外国人は八尾市に在住する市民であり、積極的に市政に関与してもらいたいという意図から」使用されているものである〔八尾市人権文化ふれあい部文化国際課 2009: 2〕。

このような、「外国人」に対する姿勢が「管理」から「市民」へと変容するにはどのような要因があったのか。これをトッカビの運動の関係から考察していく。

1 トッカビの発足とその運動

トッカビは、1974年に八尾市内の被差別部落にて発足した。その組織の中心を担ったのは、日本生まれの二世以降の在日朝鮮人である。

トッカビの活動について簡単にふれると、発足から1980年代までは、発足した被差別部落内の在日朝鮮人のみを対象とした子ども会活動などを行ってきた。1980年代初頭からはそれら事業に加え、八尾市内全域の在日朝鮮人を対象とした、後述する「八尾市に住む韓国・朝鮮人児童・生徒のためのサマースクール」などを実施し、事業のウィングを八尾市内へと広げている。

1990年代中頃からは、ベトナム人の子どもを対象とした子ども会活動を並行して実施するようになり、1990年代後半には在日朝鮮人の子ども会活動と統合して、子ども会活動をすべてのエスニック・マイノリティの子ども対象へと拡大した。2000年代以降は、ベトナム語話者によるベトナム語での相談事業なども実施している。

では、トッカビの発足時、在日朝鮮人はどのような状況におかれていたのか。長くなるがその当時のトッカビのピラからみていこう。

日本で生まれ、日本の学校にかよい、日本語しかしゃべれない私達2世や3世は、おさないときから、日本人にバカにされ、差別されてきました。「チョーセンくさい」「チョーセンかえれ」といわれながら育ってきた私達は、なぜ朝鮮人が日本に60万人も住んでいるのかも知らず、祖国がなぜ2つに分れて（ママ）いるのかも知らず、おさない心をいためて自分のオモニに「なんでぼくを生んだんや」とくっつかかるしかありませんでした。しかし、オモニやアボジ自身もそのことについて知らないため、答えることができず、結局子供たちは、自分なりに、朝鮮人について考えるしかありません。朝鮮人は、びんぼうで酒のみで、下品で、きたない。それしか知らない子供達は、朝鮮人であることが、はずかしくて、はずかしくて（ママ）たまらなくなり、そこからいっしょうけんめいに、逃げようとし、回りの人に対して自分が朝鮮人であることを、ひっそりになってかくそうとします。しかし、いくらかくしたところで、就職や、結婚のときには、かならずバレてしまいます。そこで子供たちは、逃げる場所がなく、やけくそになってケンカをしてみたり、家出をしたり、親とケンカしたりしてだんだんと、ゆがんだ人生をあゆみはじめるようになってくるのです。

私たち、安中の朝鮮人の青年しんぼく会「トッカビ」は、北とか、南とかにこだわらず、同じ朝鮮人どうしが、手をつないで、生きてゆけるようにしたい。子供たちには、私たちと同じ苦しみをあじあわせたくないと思い、「トッカビ子供会」をつくりました〔トッカビ子供会・保護者会（準備会議）1974〕。

1970年代中期、在日朝鮮人がきわめてきびしい状況にあったことがトッカビのピラにはえがかれている。以上のような在日朝鮮人をとりまく状況を変革すべくトッカビは発足し、在日朝鮮人へ多くの成果をもたらした。

数例をあげると、先述した八尾市一般職員採用試験受験資格の国籍条項撤廃によって外国籍であっても地方一般職公務員となる道が拓けたが、それ以外にも、1982年には国民体育大会参加資格における国籍制限撤廃運動に取り組んでいる。この運動によって、日本の高校に在学する者の制限はあったが、外国籍を有する高校生の国民体育大会参加がかなうようになって

た。さらに、1984年には当時国家公務員職であった「郵政外務職」の国籍条項撤廃運動に取り組み、撤廃がなされている。

このようなトッカビの運動には、地域の部落解放運動が少なからず影響をあたえている。たとえば、トッカビの資料には「民族差別から逃げることしか知らない高校生が（略）部落差別を学び、そこから差別全体の構造、その不当性とたたかうことの必要性を知り、自らのおかれている朝鮮人としての民族的・社会的立場にめざめ」[トッカビ子ども会 1984: 30]とある。

また、トッカビ発足時の代表であった徐正禹は、「まず部落差別というのを先に知って、そのあとから、朝鮮人差別を自覚するようになった。そのなかで部落解放運動に参加していったが、ぼくらには解放運動だけでは解決できない問題がたくさんあることに気づいた。そして同胞の子ども会を組織してみようという方向へ発展していったんです。しかし、ぼくらが解放運動によって生まれたのは動かしようのない事実です」[部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 82]とのべ、トッカビの発足に対する部落解放運動の影響が読み取れる。

部落解放運動は被差別部落で暮らす人々がそこでの差別による生活上の諸問題を課題化し、行政にその解決を訴えた運動を展開した。そして、実際に団地建設などさまざまな成果をもたらしている。トッカビはこの部落解放運動の手法に学び、在日朝鮮人が地域で生きるために差別の解消と諸困難の解決を行政に訴え、部落解放同盟や労働組合などの日本人の支援を得て運動をすすめていった。

あわせて、行政に対する要求運動だけではなく、在日朝鮮人の子どもを対象とした日常的な地域での子ども会活動と、教職員組合などの団体とともに「八尾市に住む韓国・朝鮮人児童・生徒のためのサマースクール¹⁶⁾」といった八尾市内全域を対象とした在日朝鮮人教育の実践、さらには、それら実践の発表の場であり市民むけの啓発活動でもある「フェスティバル韓国・朝鮮の歌とおどり¹⁷⁾」開催などの活動も行った。

トッカビはこのような教育実践と、在日朝鮮人の子どもやその親などと日々接触することによって「発見」した在日朝鮮人の課題を一団体、一地域の課題にとどまらせるのではなく、市に暮らす住民の課題、つまりは市全体の課題として行政当局に認知させるべく運動を展開していった。

16) 在日朝鮮人の子どものみを対象とした取り組みであったが、現在ではすべてのエスニック・マイノリティの子どもが対象となり、「多文化キッズサマースクール・オリニマダン（朝鮮語で子どもの広場の意）」の名称で毎年実施されている。2019年開催分で39回目の開催である。

17) 「サマースクール」と同様、現在ではすべてのエスニック・マイノリティの子どもを対象としている。「民族文化フェスティバル ウリカラゲモイム（朝鮮語で私たちのリズムの集まりの意）」と改称されて毎年実施されており、2019年開催分で38回目の開催になる。

2 トッカビの運動と「外国人」の転換

先述したとおり、このトッカビが中心となった運動によって、八尾市一般職員採用試験の受験資格における国籍条項の撤廃がなされている。この運動以前、トッカビの教育事業は不十分ながらも市の青少年会館事業として位置づけられていた。しかし、青少年会館職員は市の正職員であり、その採用試験に国籍条項があったため、外国籍を有する在日朝鮮人は受験資格がなかった。

それが、トッカビの活動において「就職差別の問題が議論される中、(外国籍の在日朝鮮人が：引用者注)公務員の一般職員になぜなれないのか、という疑問が起きてきた」[八尾市公務員一般事務職・技術職差別国籍条項撤廃市民共闘会議 1981 (1980)] ことから、撤廃運動へと展開したのである。

その撤廃運動時のビラには、「八尾市の人事課は、私たちの追求に答えられなくなると、今度は、差別意識をロコツに出しはじめました。「日本国憲法の基本的な権利は、外国人には関係ない」「外国人が公務員になると住民の利益がそこなわれる」「2700人の八尾市の公務員のうち外国人が半数をしめたらどうなるのか」「外国人は住民のうちにはいない」などと話にもならないことをまくしたて、八尾市の行政の民族差別的体質をイヤというほど見せつける結果」があったとある[安中支部差別国籍条項撤廃闘争委員会 1978 頃]。

これをみると、たしかに行政の民族差別的体質が理解できる。しかし、別の角度から考えると、この運動が行われた 1970 年代末では、行政内部で在日朝鮮人を住民としてあつかう認知がなかったと考えられる。さらには、トッカビを中心とした運動が国籍条項撤廃のロジックとして在日朝鮮人を住民として位置付け、行政に認知させるべく迫っていたのである。

つまり、トッカビがいうところの在日朝鮮人、もしくは「外国人」とは、いつかは帰る人ばかりではない、日本で暮らし続ける存在として再定義されたものであった。それを簡潔にのべると、外国人も住民であるということになる。さらには、在日朝鮮人という存在を朝鮮半島上の「祖国」との結びつきによって定義したのではなく、日本、もしくは生活の根拠をおく地域社会との結びつきからもあらためて定義したのである。

このような「在日朝鮮人」の再定義は、トッカビの運動の中心を担ったのが日本生まれの二世以降の在日朝鮮人であったことが主要因であろう。日本生まれの二世について、トッカビの代表者であった徐正禹は「言葉や文化・風習の違いからくる困難さや生活基盤などから、祖国には住めず、もはや日本でしか生活しえない存在」[徐正禹 1985] であると指摘している。つまり、在日朝鮮人を国籍によって外国人と認知する一方では、「日本でしか生活しえない存在」であるという現実が 1970 年代中頃にはあった。さらには、後述するが、部落解放運動への参加によって「外国人」でありつつ地域社会の「住民」とするマルチな自己認知が生じたのであり、このような自己認知が運動の根底にあったのである。

「外国人」ではあるが「住民」であり、「住民」だからこそ国籍や民族の違いによって行政が不利を強いることはできない。このような運動のロジックが多数に浸透したことから運動は進展した。さらには、運動のロジックが行政にも浸透したことによって、在日朝鮮人を「外国人」として認知していた八尾市行政の姿勢が徐々に変容されていったと考えられる。

このような「在日朝鮮人」という存在の再定義は、先の部落解放運動の影響も無関係ではないだろう。先にふれたが、在日朝鮮人は部落解放運動へ参加することによって「まず部落差別というのを先に知っ」ている。「そのあとから、朝鮮人差別を自覚するようになったが、あわせて「部落解放運動に参加していったが、ぼくらには解放運動だけでは解決できない問題がたくさんあることに気づいた」とある〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 82〕。つまり、同じ差別であっても被差別部落住民が被る差別とその課題、在日朝鮮人が被る差別とその課題とは異なり、したがって、在日朝鮮人が部落解放運動に参加するだけではこれらの差別と課題が解消できないとの気づきがトッカビの発足へとつながっている。

在日朝鮮人の部落解放運動への参加が、在日朝鮮人みずからを「外国人」であるとともに他方では「住民」でもあるとする思考を生じさせたのであり、「住民」であるからこそ、国籍や民族の違いにかかわらず同一のあつかいを市行政に対して求めたのである。他方、在日朝鮮人が「日本でしか生活しえない存在」とする認知がこの「住民」思考を強化させたのも明らかであろう。

トッカビの運動は在日朝鮮人であること、「外国人」であることを強調したうえで展開されている。これは、先にのべた日常の子ども会活動への参加が、「子供たちが自分を朝鮮人であることに、自信がもてないのは、ひとくちにいて、自分の民族や国について正しく知らないからではないでしょうか?!自分の民族や国を正しく知り、親の苦勞を知り、未来についてしっかりした考えをもつようにすること、それが民族教育なのです」という文言によって呼びかけられたことから理解できる〔しんぼく会「トッカビ」1974〕。

つまり、トッカビの運動とは、日本人と朝鮮人との差異の承認を求めた一方では両者間の平等が求められており、差異と平等の両立が志向された運動であった。差異の承認だけではなく平等をも求めたことが、「外国人」を「住民」とする思考を市行政に醸成させたと考えられるのである。

3 行政の転換

「八尾市国際化施策推進基本指針」は、「八尾市には、さまざまな国籍や民族、文化の背景を持った外国籍の市民が暮らしており、これらの外国人市民の生活実態、課題、ニーズをふまえ、在日外国人施策のあり方や、海外との交流や協力など国際化に向けての施策を総合

的効果的に推進するため」、2003年に策定されたものである〔八尾市人権文化部人権国際課2003〕。

同指針上、八尾市の国際化についての取り組みは「行政、市民運動、外国人コミュニティの連携によって」行われ、それにより「先進的自治体としての評価」を得てきたとされている。さらに、「国の法律、制度が改正されたり、他の自治体のモデルとなるような先進的事業を実現」してきたともいい、「これらの成果は、八尾市が日本全国に情報発信してきた誇りある八尾市民共有の財産」だとして、きわめて肯定的な評価が行われている〔八尾市人権文化部人権国際課2003: 4〕。1979年の国籍条項撤廃運動時には「外国人が公務員になると住民の利益がそこなわれる」「2700人の八尾市の公務員のうち外国人が半数をしめたらどうなるのか」「外国人は住民のうちにはいない」としていた市行政が、約四半世紀後には「行政」「市民運動」「外国人コミュニティ」三者の「連携」によって八尾市の国際化が進展したとしている。行政の姿勢の変容は明らかである。もっとも、三者の連携とするよりも、「市民運動」「外国人コミュニティ」の「要望」「要求」によるとした方がより正確である。ただし、これら運動の要求を受け入れてきた八尾市行政の姿勢は評価されるべきでもある。

トッカビの運動とは、行政に対する抗議活動のみを展開したものではない。行政による在日朝鮮人問題の解決を迫り、在日朝鮮人差別解消のための施策を求めたものであった。その一例が先の市職員採用試験の国籍条項撤廃運動であり、これによって国籍にかかわらず在日朝鮮人が市職員になる道が拓けている。そして、それら運動と施策の蓄積が「行政、市民運動、外国人コミュニティの連携によって(略)先進的自治体としての評価」を得たというまでに至っている。

以上、トッカビの運動とは行政に在日朝鮮人、エスニック・マイノリティの課題を訴え、差別の解消を求めたものである。結果、それらの解決のための施策化が行われ、かつ、行政に在日朝鮮人、エスニック・マイノリティを「住民」として認知させている。運動の理念を行政システム内に埋め込んだのであり、これらが行政内に根付いたといえる。つまり、反差別をシステム化したのであり、一過性の運動にとどまらない「永続運動」だったのである。

おわりに

以上、本稿は、大阪府八尾市における在日朝鮮人コミュニティの歴史的変遷と、トッカビを中心とした在日朝鮮人の運動によって、八尾市行政が在日朝鮮人、エスニック・マイノリティを「市民」としてどのように受容してきたのかを検証してきた。

古くからの在日朝鮮人の集住地として広く知られるのは大阪市であり、かつ現在の生野区が中心となる。しかし、その近接する八尾市にも1945年以前より在日朝鮮人が集住し、さ

さまざまな生活を営んでいたことが本稿からは明らかになった。

しかし、在日朝鮮人が集住していることと、市行政から「市民」として認知されることはイコールの関係ではない。八尾市でいえば、在日朝鮮人が集住しており、さまざまな生活を営んでいたが、市行政はこれらの人々を「市民」ではなく、管理対象として認知していたのは本稿が検証してきたとおりである。そして、市行政が在日朝鮮人を「市民」として認知するのに大きな役割を担ったのがトッカビによる在日朝鮮人を中心とした運動であり、本稿は、これを運動団体や行政の資料をもとにして明らかにしてきた。

繰り返しになるが、トッカビの運動とは、外国籍を有していたとしても「住民」として国籍で制限されない行政措置を要求したものであり、在日朝鮮人の差異の承認と平等の両立を求めた運動であった。抗議などの一過性で運動をとどまらせるのではない、外国人の課題解決のための行政施策とそのシステムを求めた、いわば「永続運動」だったのである。

また、本稿が明らかにしたとおり、八尾市ではエスニック・マイノリティが声を上げることによって、よりそれらを指向した施策が展開されてきた。これは、いわゆる「外国人材」などのエスニック・マイノリティが増加し、かつ、「多文化共生」がいわれる現況に対してエスニック・マイノリティ当事者がはたす役割を示唆するものであり、それらが主体となりえる「多文化共生」の方向性を指ししめすものではないだろうか。

最後に、八尾市における在日朝鮮人コミュニティの歴史や変遷の掘り起こしは端緒に就いたばかりである。また、本稿の在日朝鮮人運動の検証はトッカビを中心として行ってきたものであり、それ以外の視点からの検証が当然必要である。本稿が今後の八尾市における在日朝鮮人コミュニティの歴史の掘り起こしや、運動と行政の関係に対する学術的な関心がむけられる端緒となることを期待して、筆を擱きたい。

参 考 文 献

部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局

1982『被差別部落に生きる朝鮮人』部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局。

鄭栄鎮

2017「八尾のまちとエスニックマイノリティ」『関西都市学研究』1: 35-41.

2018『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎ「民族」の想像／創造』法律文化社。

宮島喬

2003『共に生きられる日本へ 外国人施策とその課題』有斐閣。

大阪府警察部特別高等課

1982 (1933)「昭和8年度 朝鮮人に関する統計表」『朝鮮問題資料叢書 第3巻 在日朝鮮人

の生活状態（解放前）』朴慶植（編），アジア問題研究所。

大阪府教育委員会事務局学事課

1989（1954）「大阪府下における朝鮮人学校問題について」『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅱ』内山一雄・趙博（編），75-107 ページ，明石書店。

大阪府八尾市役所

1988『やお八尾市政だより』835: 1.

朴一

1999『(在日) という生き方 差異と平等のジレンマ』講談社。

佐竹眞明編

2011『在日外国人と多文化共生——地域コミュニティの視点から』明石書店。

しんぼく会「トッカビ」

1974「トッカビニュース No.1」NPO 法人トッカビ所蔵資料。

徐正禹

1985「課題別公演Ⅶ-3 在日韓国・朝鮮人差別の現状と課題——指紋押捺制度の現状と課題」『部落解放』238: 254-260.

杉原達

1998『越境する民 近代大阪の朝鮮人史研究』新幹社。

社団法人 郷土教育協会

1989（1949）『日本教育年鑑 1949 年版』『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅱ』内山一雄・趙博（編），124-128 ページ，明石書店。

トッカビ子ども会

1975 頃「『トッカビ』はいたずら好きな妖精」NPO 法人トッカビ所蔵資料。

トッカビ子供会・保護者会（準備会議）

1974 頃「アボジ，オモニへお願いします。トッカビ子供会の参観日に来てください 子供たちに民族の自覚とほこりを！」NPO 法人トッカビ所蔵資料。

外村大

2007『在日朝鮮人社会の歴史学的研究——形成・構造・変容』緑陰書房。

八尾市人権文化部人権国際課

2003『八尾市国際化施策推進基本指針』。

八尾市人権文化ふれあい部文化国際課

2009『八尾市外国人市民情報提供システム報告書』。

八尾市公務員一般事務職・技術職差別国籍条項撤廃市民共闘会議

1981（1980）「八尾市公務員一般事務職・技術職員受験資格における差別国籍 条項撤廃争」

『むくげ』65 (『むくげ 復刻版——大阪の在日朝鮮人教育 10年の歩み』日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会 (編), 亜紀書房).

八尾市立龍華小学校創立百周年記念誌編集委員会

2008 『創立百周年記念誌「龍華」』八尾市立龍華小学校創立百周年記念事業実行委員会.

八尾市立竹渕小学校・八尾市立竹渕小学校園 P.T.A.

1979 『三十年のあゆみ 昭和 24 年 10 月 31 日創立』.

八尾市史編纂委員会

1983 『八尾市史 (近代) 本文篇』.

八尾市教育委員会

1993 『1993 年度 (平成 5 年度) 国際理解教育・在日外国人教育研究実践資料集 (第 11 集)』.

安中支部差別国籍条項撤廃闘争委員会

1978 頃「願書も受け取らぬ八尾市! 4 時間にわたる交渉で, 前向きの検討と交渉継続を確約させる」トッカビ所蔵資料.

[ウェブサイト]

佐野浩

2014 「大阪府の市町村民経済計算の試算について」2019 年 11 月 21 日アクセス.

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00103312/26RONSHU/sano.pdf>

八尾市

2006 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」2019 年 11 月 18 日アクセス.

<https://www.city.yao.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000019/19932/machizukuri.pdf>

2011 「地域産業の栄えあるにぎわいのあるまちづくり 中小企業がまちを暮らしを元気にする! ~八尾市中小企業地域経済振興基本条例~」2019 年 11 月 4 日アクセス.

<https://www.city.yao.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000014/14414/kaiseijyourei.pdf>

2018 「八尾市の概要」2019 年 10 月 24 日アクセス.

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000002302.html>

2019 「八尾市統計書 2019 年版 (平成 30 年度統計)」2019 年 10 月 24 日アクセス.

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000039644.html>

八尾市立図書館

2014a 「地域資料デジタルアーカイブ 八尾市時報 1950 (昭和 25) 年 第 24 号 11 月 20 日」2019 年 11 月 21 日アクセス.

<http://web-lib.city.yao.osaka.jp/yao/yao-archive/pdfs/1950/118519966-0025s.pdf>

2014b 「地域資料デジタルアーカイブ 八尾市時報 1951 (昭和 26) 年 第 36 号 6 月 20 日」

2019年11月21日アクセス.

<http://web-lib.city.yao.osaka.jp/yao/yao-archive/pdfs/1951/118519966-0037s.pdf>

2014c 「地域資料デジタルアーカイブ 八尾市時報 1949（昭和24）年第2号3月」2019年11月21日アクセス.

<http://web-lib.city.yao.osaka.jp/yao/yao-archive/pdfs/1949/118519966-0001s.pdf>

2014d 「地域資料デジタルアーカイブ 八尾市時報 1963（昭和38）年第250号6月10日」2019年11月21日アクセス.

<http://web-lib.city.yao.osaka.jp/yao/yao-archive/pdfs/1963/118519974-0081s.pdf>

2014e 「地域資料デジタルアーカイブ 八尾市時報 1966（昭和41）年第304号2月5日」2019年11月21日アクセス.

<http://web-lib.city.yao.osaka.jp/yao/yao-archive/pdfs/1966/118519974-0135s.pdf>